

## 令和6年度 宝塚市物販ツール企画デザイン業務委託 仕様書

### 1 業務の名称

宝塚市物販ツール企画デザイン業務委託

### 2 目的

宝塚歌劇の華やかなイメージに代表される本市だが、開湯 800 年の歴史を持つ温泉、多くの参拝客を集める神社仏閣、市北部の豊かな自然環境など、全国的な知名度とは別の一面も有している。

そんな本市名産品は、様々な環境・文化・歴史を背景に、華やかなイメージをまとった名産品、歴史を感じる和の名産品、豊かな自然環境で育まれた農産物など多岐にわたっている。

本業務は、宝塚市の王道の魅力、まだ知られていない魅力を市内外へアピールできる物販の企画デザインを委託し、市民が誇れる宝塚市であり続けることを目指した物販ツールの作成を目的とする。

### 3 業務場所

宝塚市長が指定する場所

### 4 業務期間

契約締結日から令和 7 年(2025 年)3月31日まで

### 5 委託業務内容

上記目的を踏まえた宝塚市物販ツールの企画デザイン、ツール作成及び電子データの納品。

本ツールは、商業施設の物販コーナー(屋内)、イベント出店時の物販ブース(屋外)などを彩る装飾ツールである。スペースの広さや物販のコンセプトに応じて展示パネルを使い分け、チラシ、商品 POP は取扱商品に応じて発注者で修正しながら使用する。

### 6 企画デザイン要件

ア 企画デザインについては、提出されたデザイン案、企画提案書等に基づき、契約の締結後に発注者と協議のうえ調整し、新たに作成するものとする。

イ キャッチコピー、挿入する画像、文字等については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

ウ イラスト、写真を使用する場合は、特定の事業者の商品と分かる素材は使用しないこと。

### 7 成果物

(1) パネル作成

## ア 展示パネル片面4種

壁面やブース、長机などに設置して物販コーナーを彩り、通行人に足を止めてもらうためのもの。

### (ア) デザインについて

- ・ デザインは、「宝塚市物販」であることを表現するもの 1 種と、「宝塚のもつ「洋」の魅力」、「宝塚のもつ「和」の魅力」、「西谷の魅力」を発信する3種とする。
- ・ 考案したキャッチコピーを使用すること。パネル 4 種全てが同じキャッチコピーでも構わない。
- ・ 4 種のパネルは、別々に使用しても成立し、並べて使用した際に統一感のあるデザインとすること。

### (イ) サイズ、部数

- ・ 【宝塚市物販】 縦 600mm×横 1,800mm の 1 種を2部。
- ・ 【宝塚市物販】以外 縦 600mm×横 900mm の 3 種をそれぞれ 2 部。

### (ウ) 素材、印刷について

スチレン又はそれに準ずる素材を基本とし、素材の厚みは 7mm 程度とする。貼り合わせる印刷の用紙は、マット紙、コート紙又はそれに準ずる紙質を基本とし、四六判 135kg 以上の 4 色フルカラーとする。

## イ モノ・コト・バ宝塚 紹介パネル片面1種

物販コーナーに訪れた人にモノ・コト・バ宝塚を知ってもらうとともに、その人の記憶に残り、友人知人に紹介するなどの広がりを期待する、モノ・コト・バ宝塚の認知度向上に資するもの。

### (ア) デザインについて

- ・ (イ)で指定するブランドロゴ①又は②のいずれかを使用すること。両方使用しても構わない。
- ・ (ウ)を参考にキャッチコピーと説明文で表現すること。なお、物販コーナーでは「モノ(物)」を中心に扱う。

### (イ) ブランドロゴ



(選定資源に貼付する選定マークシールのロゴとして主に活用)

(ウ) モノ・コト・バ宝塚とは

宝塚市には、六甲・長尾山系の緑と武庫川の流れ、市北部の農村地域の豊かな自然環境、多くの参拝客を集める神社仏閣や有馬・京伏見・西宮街道の宿場町などの歴史遺産、古くから湧き出していた温泉、全国的な知名度を誇る宝塚歌劇や手塚治虫記念館に代表される文化資産、市内で生産・加工された名産品など、多くの宝がある。

そこで、「宝塚らしい」「宝塚ならではの」の魅力をもつ価値ある「モノ(物)」「コト(事)」「バ(場)」を宝塚ブランド「モノ・コト・バ宝塚」として選定し、市内外へ広くアピールすることで、まちの魅力を高め、市の活性化をめざしている。

モノ(物) …宝塚から全国へ発信していきたい商品や製品、雑貨、農産物など

コト(事) …市外の人にも知っていただきたいイベントや文化団体活動など

バ(場) …観光資源として魅力ある自然、風景、建築物、街並みなど

(エ) サイズ、部数

- ・ 縦 900mm×横 900mm の 1 種を 2 部。

(オ) 素材、印刷について

スチレン又はそれに準ずる素材を基本とし、素材の厚みは 7mm 程度とする。貼り合わせる印刷の用紙は、マット紙、コート紙又はそれに準ずる紙質を基本とし、四六判 135kg 以上の 4 色フルカラーとする。

(2) ポスター作成

ポスター片面 2 種(日本語版と英語版の 2 種)

多岐にわたる宝塚市名産品の魅力をポスターで表現し、物販コーナーや市 HP、SNS などで発信し、市民・訪問客の購買意欲を高めるもの。

ア デザインについて

- ・ 宝塚のもつ 3 つの魅力(「洋」「和」「西谷)」をポスター 1 枚に収め、キャッチコピーとともに表現すること。
- ・ 英語版は、日本語版と共通のデザインとすること。ただし、キャッチコピー等の英訳は、日本語の直訳でなくても可とする。
- ・ 宝塚市商工勤労課インスタグラムの二次元バーコードを記載すること。

イ サイズ、納品について

B2(縦)片面とし、納品は電子データのみとする。

(3) チラシ作成

チラシ両面 1 種

物販コーナーで配布し、商品個々の魅力を伝えるもの。

ア デザインについて

- ・ 表面はポスターと共通のデザインとすること。
- ・ 裏面は商品の写真、紹介文を差し込めるレイアウトとし、発注者で追加、修正できるフォーマットとする。なお、物販ごとに取扱商品数が違うため、商品数や1商品に割くスペースは自由に調整できるものとする。
- ・ 裏面はフォーマットの提供のみで、個別商品の差し込みは不要とする。
- ・ 宝塚市商工勤労課インスタグラムの二次元バーコードを記載すること。

イ サイズ、納品について

A4(縦)両面とし、納品は電子データのみとする。

(4) 商品 POP 作成

商品陳列棚に貼り付けるなど、商品の魅力を伝えることに使用するもの。

ア デザインについて

- ・ 生産者の写真、紹介文を差し込めるレイアウトとし、発注者で追加、修正できるフォーマットとする。ただし、写真がなくても違和感のないデザインとすること。
- ・ フォーマットの提供のみで、個別商品の差し込みは不要とする。

イ サイズ、納品について

サイズに指定はなく、提案によるものとする。納品は電子データのみとする。

(5) 電子データについて

ア 納品するデータについて

基本的には、AI ファイル、PDF ファイルおよび JPEG ファイルの電子データを納品すること。ただし、成果物ごとに発注者と協議のうえ調整し、納品するものとする。

イ 納品後、定期的に追加・修正の必要のあるデータについて

チラシや商品 POP は、納品後に追加・修正があった場合に発注者で容易に編集できる電子データすること。データ形式については、契約の締結後に発注者と協議のうえ調整し、納品するものとする。

(6) 納期

令和7年(2025年)3月31日

8 肖像権、著作権等

- (1) 使用する写真、イラスト等は、肖像権を侵害しないものに限る。
- (2) この業務における成果物及び業務中に作成した素材（イラスト等含む）に発生する所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び全ての著作権（著作権法第27条から第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）はすべて発注者に帰属するものとする。また、受注者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「原著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は当該原著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の

手続を行い、権利を有する第三者から成果物に係る使用の許可及び事後についても権利の主張を行わない旨の許諾を得ておくこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

## 9 疑義

本委託業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議を行い、解決したうえで業務にあたらなければならない。

## 10 委託業務実施に係る経費

委託業務の実施に係る必要な経費については、受託者の負担とする。

## 11 委託料の支払

委託料は、委託業務完了後一括払いとする。

## 12 法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本書及び契約書で定める事項、関係法令及び本市の条例、規則等を十分に遵守したうえで本委託を実施すること。

## 13 事故・災害

本委託業務実施中の事故・災害については、すべて受託者の責任において処理するものとする。ただし、本市の責に帰する事由となる場合は、この限りでない。

## 14 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者に対して本委託業務の処理状況に関する調査への対応や、業務に関して保有する情報の公開を求めることができることとする。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

## 15 留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は本市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本市と受託者が協議の上決定すること。
- (2) 受託者は、委託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、本市と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は本委託業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は、個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受託者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しては

ならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

- (6) 受託者は、事故又は災害が発生した場合は、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。
- (8) 完成に至るまでに修正等の調整を行うことがある。